

**特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」リハーサル大会
兼 特別全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会
車いすバスケットボール競技実施要領**

1 競技規則

令和5年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、同年度の一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則及びこの要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、コーチ1名、アシスタント・コーチ1名、マネージャー1名及び選手12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中実際にチームを指揮する者を指す。
- (2) コーチ、アシスタント・コーチ又はマネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の数、選手を兼ねるコーチ、アシスタント・コーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- (3) 男女混合のチーム構成も可とする。

なお、女子選手が大会に出場する場合には、コート上に1人いるときは、5人の持ち点の合計14点(上限)に1.5を加算し、コート上に2人いるときは3.0を加算する。

ただし、コート上の女子選手の出場は、2人までとする。

3 競技方法

- (1) 試合は、鹿児島県チームを除くトーナメント方式で行い、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、鹿児島県チームを含む交流戦を実施する。
- (2) トーナメント戦は、10分のクォーターを4回行うものとし、第4クォーターが終わったときに得点と同点だった場合、1回5分間のオーバータイムを決着がつくまで必要な回数行う。第1クォーターと第2クォーターの間、第3クォーターと第4クォーターの間、及び各オーバータイムの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。第2クォーターと第3クォーターの間に10分のハーフ・タイムをおく。
- (3) 交流戦は、10分のクォーターを2回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間に2分のインターバルをおく。第2クォーターは、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則の第4クォーターのルールを適用する。ただし、第2クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

4 服装等

- (1) 出場選手は、濃色と淡色（白色が望ましい）の2種類のユニフォームを用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色（白色が望ましい）のユニフォームを着用すること。ただし、2試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。

- (2) 背番号は、0, 00 及び1 から 99 までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

5 試合球

試合球は、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟主催大会公式試合球の7号球（モルテンB 7 G5000）とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和5年2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いの下に代理抽選を行い、決定する。

なお、前回大会で優勝したチームを第1シード、準優勝したチームを第2シードとする。

7 出場選手の持ち点の確認および競技用車いすの検査

出場選手は、大会当日に一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟発行の選手登録証及び持ち点カードにより、補装具等の確認を受けるとともに、競技用車いすの検査を受けること。持ち点について疑義が生じたときは、審査を行って持ち点を変更することがある。

8 チーム・ベンチ

チーム・ベンチは、組合せ表の番号が若いチームをオフィシャル・テーブルに向かって右側とする。

9 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

10 出場権

この大会の優勝チームは、特別全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

11 その他

- (1) 開始式の前に監督会議を行う。なお、監督会議の時間及び場所については別途通知する
- (2) 開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォーム又はジャージのいずれかをチームで統一し着用の上、競技用車いすで参加すること。
- (3) 競技場内には、チーム・ベンチ・エリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。ただし、車いす使用者及びその介助者等は、指定された場所で観覧及び応援することができる。
- (4) 決められた席に、トレーナー1名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録したものに限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。

- (6) 練習は定められた場所で安全に留意し，主催者の指示に従って行うものとする。
- (7) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは，主催者において別途決定する。
- (8) 参加者は，主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。